

令和8年度PM2.5成分分析
(炭素成分分析) 業務仕様書

香川県

この仕様書は、香川県（以下「県」という。）が委託する令和8年度PM2.5成分分析（炭素成分分析）業務について適用する。

1 委託業務の名称

令和8年度PM2.5成分分析（炭素成分分析）業務

2 業務の目的

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準に基づき、PM2.5の成分（炭素成分に係るものに限る）を分析することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4 業務内容

(1) 分析対象物質

有機炭素（OC1、OC2、OC3、OC4）、元素状炭素（EC1、EC2、EC3）、及び炭化補正值（OCpyro）

(2) 試料件数

春夏秋冬の4季節において各季2週間（各季26試料）の分析を行う。（1年間で104試料）（※）
※各季の調査において、採取した試料のほか、次表のとおり精度管理として操作ブランク測定、フィールドブランク測定及び二重測定を行うことから、各季26試料となる。

調査時期	採取試料測定	操作ブランク測定	フィールドブランク測定	二重測定	小計	合計
春季	14 試料	5 試料	5 試料	2 試料	26 試料	104 試料
夏季	14 試料	5 試料	5 試料	2 試料	26 試料	
秋季	14 試料	5 試料	5 試料	2 試料	26 試料	
冬季	14 試料	5 試料	5 試料	2 試料	26 試料	

(3) 分析方法等

分析方法等は次のマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の最新版により行う。

・大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準

・PM2.5の成分分析ガイドライン

・大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル

その他事前準備及び分析業務における留意事項は次のとおり。

[事前準備]

受託者は試料の前処理及び機器分析等のそれぞれの工程に関する標準作業手順書を作成のうえ香川県環境保健研究センター（以下「センター」という。）に送付すること。

[試料採取、試料の輸送]

- ① 試料の採取はセンターが行う。
- ② 試料はムラタ計測器サービス株式会社製スリットジェットエアサンプラによってφ47mm石英フィルターに10L/minで24時間採取し、採取後フィルターを半分に分割し、マイナス4℃以下で保存する。
- ③ 県は各季2週間の採取が終了した時点から、15日以内に採取した試料の半分を受託者に送付する。
- ④ 試料はマイナス4℃以下の状態で輸送することとし、輸送にかかる費用は受託者の負担とする。
- ⑤ 受託者は試料の輸送方法について、予めセンターの担当者と協議すること。

[分析業務]

- ① 受託者は搬入時に試料の状況を確認した後、マニュアルに基づき速やかに分析を実施すること。分析を開始するまでの間は、試料を容器に入れて密閉した状態であつ、マイナス4℃以下で保管すること。
- ② 試料搬入時の確認において、分析に影響を及ぼす破損や汚染等の異常があつた場合は、速やかにセンターに連絡し、受託者の負担において、その指示に従うこと。
- ③ 検査記録簿を整備し、分析結果を記録保存すること。この場合、測定値等分析過程における数値も併せて記録しておくこと。
- ④ 分析時の状況を写真に記録しておくこと。
- ⑤ 操作ブランク測定、フィールドブランク測定、二重測定その他の精度管理に係る測定等で測定値の信頼性に問題があるときは、センターと協議し、受託者の負担において、その指示（試料の再分析を含む。）に従うこと。
- ⑥ 明らかな異常が見られた場合又は値が得られなかった場合は、速やかにセンターに連絡すること。なお、分析工程を原因とする異常の場合は、受託者の負担において、センターの指示（試料の再分析を含む。）に従うこと。

(4) 査察等

県は、分析施設への立入、関係帳簿類等の提示を予告なしに求めることができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。

受託者が不適切な分析を行っているとして認められるとして、センターから改善又は再検査の指示があつた場合には、受託者はこれに誠実に対応するものとする。この場合の再検査等に必要費用は受託者の負担とする。ただし、契約違反と認められる事案が生じたときは契約の一部又は全

部を解除する。

- (5) 標準作業手順書等、結果証明書及び業務完了報告書の提出
次のとおり書類を作成し、提出すること。

[着手時に提出する書類]

- (ア) 提出物
- ・標準作業手順書
 - ・業務実施体制及び報告体制を示す書類
- (イ) 提出期限
令和8年6月12日
- (ウ) 提出先及び提出部数
センター大気・気候変動適応課（各1部）

[分析結果報告時に提出する書類]

- (ア) 提出物
- ・分析記録調査票（写真を含む。）
 - ・結果証明書（検量線の情報、クロマトグラム、定量下限値及び検出下限値を含む。）
 - ・センターが提供する「微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分分析結果報告様式」（エクセルファイル）に測定結果等を取りまとめた電子媒体
- (イ) 提出期限
各採取実施月の翌月末日（ただし、冬季実施分については3月26日まで）
- (ウ) 提出先及び提出部数
センター大気・気候変動適応課（各1部）
（※電子メールにて速報値を送付すること。）

[受託業務完了時に提出する書類]

- (ア) 提出物
業務完了報告書
- (イ) 提出期限
令和9年3月26日
- (ウ) 提出先及び提出部数
センター大気・気候変動適応課（1部）

5 支払条件

受託業務完了時に提出する書類を提出し、検査に合格した後、委託料を請求するものとする。

6 その他

(1) 疑義

検査結果に疑義が生じた場合はその都度協議を行うものとする。

(2) その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者で双方協議して定めるものとする。